

バスの日

9月20日は「バスの日」 公共交通でつながる、人・地域・未来

公共交通

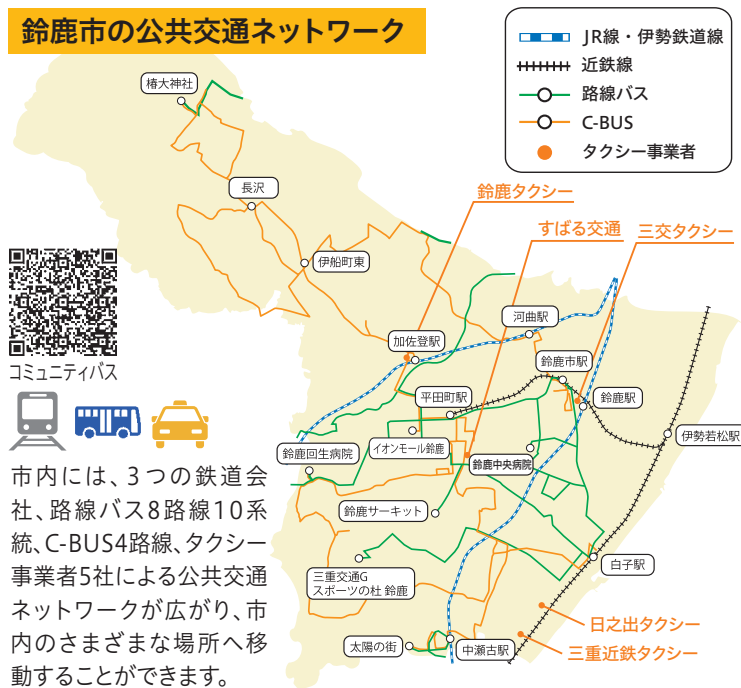


都市計画課 ☎059-382-9024 📠059-384-3938

1 人と地域をつなぐ公共交通

鈴鹿市では、近鉄、J R、伊勢鉄道の鉄道網が大都市圏とを結ぶ広域幹線として、三重交通の路線バス、コミュニティバス(C-BUS)が市内幹線(一部、市外とを結ぶ)として運行されています。さらに、タクシー事業者が、鉄道やバスを補完し、公共交通ネットワークを構成しています。それぞれの交通モードが、その特性を生かし、人と地域をつなぎ、私たちの暮らしを支えています。

鈴鹿市の公共交通ネットワーク



地域を支えてきたC-BUS

鈴鹿市コミュニティバス(C-BUS)は、2000年3月10日に運行を開始しました。今日も市民の皆さんの通勤や通学、通院や買い物など、地域の暮らしを支えています。

- 2000.3.10 県内初コミュニティバス運行開始
- 2002.7.13 累計利用者数50万人
- 2004. 8. 6 累計利用者数100万人
- 2005.10.1 南部地域に運行拡大
- 2016.10.1 新型車両(ノンステップバス)導入
- 2019.11.1 交通系ICカード導入
- 2025. 7. 1 バスロケーションシステム導入
- 2025.7.15 鈴鹿市「ミジュマルバス」運行開始

運行開始から

26年

累計利用者数

681万人

2 もっと利用しやすい公共交通へ

公共交通をより利用しやすくするため、経路検索サービスやバスロケーションシステムへの対応など、官民連携の取り組みを進めています。

経路検索サービス



出発地と目的地を入力することで、鉄道、路線バス、C-BUS、徒歩などを組み合わせた経路の検索ができます。



バスロケーションシステムとは



バスの走行位置をリアルタイムで確認できる検索システムです。



Bus-Vision▶

3 あなたの利用が公共交通の未来につながります

公共交通の多くは、民間事業者によって維持されています。一人一人が目的や行き先に応じて公共交通を利用することで、地域の移動手段を守り、育て、将来世代へ受け継ぐことにつながります。9月20日の「バスの日」をきっかけに、市内の身近な公共交通を利用してみませんか。



ミジュマルバス

みえ応援ポケモンの「ミジュマル」がデザインされた「ミジュマルバス」を運行しています。



©Pokémon. ©Nintendo/Creatures Inc./GAMEFREAK inc.
ポケットモンスター・ポケモン・Pokémonは
任天堂・クリーチャー・ゲームフリークの商標です。

不動産
相続登記

津地方法務局
不動産の相続登記のお知らせ

管財課 ☎059-382-9009 ☎059-382-7615 ※各項目の問い合わせは各欄下部をご覧ください。

■ 相続登記の義務化

令和6年4月1日から相続登記の義務化がスタートしました。

- 相続したことを知った日から3年以内に相続登記の申請が必要です。
- 義務化前に相続した不動産で、相続登記していない場合は、令和9年3月31日までに申請が必要です。
- 正当な理由なく義務に違反した場合は10万円以下の過料が科される可能性があります。



相続登記の申請
義務化特設ページ



■ 住所等変更登記の義務化

令和8年4月1日から住所等変更登記の義務化がスタートしました。

- 不動産の所有者は、氏名または名称、住所に変更があったときは、その変更日から2年以内に変更登記の申請が必要です。
- 義務化前に氏名または名称、住所の変更登記を申請していない場合も令和10年3月31日までに申請が必要です。
- 正当な理由なく義務に違反した場合は、5万円以下の過料が科される可能性があります。



住民等変更登記の
義務化特設ページ



■ 法定相続情報証明制度

相続手続には、「法定相続情報証明制度」が便利です。

- 戸籍などの書類を基に法務局が法定相続人を確認し、無料で発行する公的証明書です。
- 相続登記はもちろん、預貯金の払い戻しや相続税の申告など、さまざまな相続手続きで利用できます。



「法定相続情報
証明制度」について



問合せ／津地方法務局鈴鹿出張所 ☎059-382-1171

■ 相続土地国庫帰属制度

相続土地国庫帰属制度とは、相続した土地を国が引き取る制度です。相続した土地の管理にお困りの方へ、将来「所有者不明土地」が発生することを予防するため、一定の要件を満たした場合に、土地を手放して国庫に帰属させることができます。



相続土地国庫帰属
制度について



問合せ／津地方法務局不動産登記部門相続土地国庫帰属審査室 ☎059-228-4527

■ 自筆証書遺言書保管制度

令和2年7月10日から自分で書いた遺言書を法務局で保管できる自筆証書遺言書保管制度がスタートしています。遺言書が発見されなかったり、書き換えられたりするトラブルを防ぐことができます。ご自身の財産を大切な人に確実に引き継ぐために、法務局をご利用ください。



自筆証書遺言書
保管制度



問合せ／津地方法務局供託課 ☎059-228-4133